**平成２６年（フ）第５２６号**
大阪府和泉市伏屋町２丁目１番10―306号
債務者　芦田　達也
1　決定年月日時　平成26年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２６年（フ）第３４７号**
沖縄県那覇市寄宮１丁目13番12号
債務者　池山ゆかり
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第３５３号**
沖縄県島尻郡南風原町字兼城52番地　大城アパート202
債務者　上原　幸子
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第３５７号**
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目335番地　石嶺市営住宅５―103
債務者　高宮城広子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第１０９７号**
札幌市東区北34条東10丁目１番５号　山王ハイツＤ105号
債務者　村田　伸哉
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１６４５号**
北海道北広島市大曲中央１丁目１番地13　第二佐々木マンション203号
債務者　今野　高男
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１８４２号**
札幌市中央区南17条西９丁目１番６―1001号
債務者　佐藤　　強
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１８４３号**
札幌市中央区南17条西９丁目１番６―1001号
債務者　津村　美貴
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１８９０号**
札幌市南区川沿２条２丁目５番38号　２Ｆ
債務者　湯野　健俊
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１８９１号**
札幌市南区川沿２条２丁目５番38号　２Ｆ
債務者　湯野　陽子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１９５６号**
札幌市東区北10条東17丁目２番４号　コーポ大賀101号
債務者　小林　裕子（旧姓宿村）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１９６８号**
北海道千歳市梅ケ丘１丁目５番11号
債務者　佐藤　　守
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第１９７９号**
札幌市豊平区豊平８条12丁目２番22号　ラムズコート２―203号
債務者　杉山　友美
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２００１号**
札幌市南区真駒内泉町４丁目１番２―401号
債務者　佐藤　寛子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２０２６号**
札幌市北区麻生町６丁目10番２号　トレジャー麻生Ａ―102号
債務者　須貝　　隆
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２０２９号**
札幌市西区発寒８条５丁目２番７―305号
債務者　七尾　朝子（旧姓亀山）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２０４０号**
札幌市東区北26条東18丁目８番１号　ピュアハイツ２―102号
債務者　小濱　千穂（旧姓吉田・松原）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第２０５９号**
札幌市中央区宮の森１条15丁目５番12―005号
債務者　佐々木尚之
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部